

研究会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）研究交流部門長が管轄する研究会の運営等の方法に関する事項について定め、研究会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(研究会の目的)

第2条 研究会は、化学及び応用化学における萌芽的研究・学際的研究及び業際的研究の発展を援助するため、研究交流・情報交換を活性化し、有志研究者の組織化の奨励を目的とする。

(研究会の設置)

第3条 研究会の設置申請は、代表者1名（本会個人正会員）と世話人5名以上の連名で、研究会名・設置理由・その他を記した所定の申請書を研究交流部門長あてに提出しなければならない。

2 研究交流部門長は、この申請書を副部門長と協議のうえ、その採否を決め、理事会に結果を報告する。なお、必要に応じて、学術研究活性化委員会に設置の適否の検討を依頼することができる。

3 研究会の設置申請時期は、新設の場合は前年度の10月末日とする。

4 上記の申請とは別に、研究交流部門長の発議により研究会を設置することができる。

(研究会会員)

第4条 研究会会員は、本会会誌等を通じ本会会員から公募しなければならない。ただし、研究会会員は本会会員に限らない。

(研究会の設置期間)

第5条 研究会の設置期間は原則として5年間とする。

2 設置後3年を経過した研究会については研究交流部門長が活動状況を評価し、研究会の存続または廃止を決める。なお、必要に応じて、学術研究活性化委員会に活動の評価について意見を求めることができる。

3 上記2項または設置期間満了により廃止となった研究会が、自発的に活動を継続することは差し支えないものとする。

(研究会の運営)

第6条 研究会の事業年度は、本会と同じ3月1日から翌年2月末日とする。

2 研究会は所定の様式により毎年3月末日までに研究交流部門長あて事業報告書を提出しなければならない。

3 本会は、研究交流部門長・副部門長で協議のうえ、研究会に対し設置後3年に限り財政的援助を行うことができる。

(研究会の解散)

第7条 研究会の解散は、あらかじめ研究交流部門長に所定用紙にて届出、承認を得るものとする。

(改 廢)

第8条 この規則の改廢は、研究交流副部門長の発議で研究交流部門長が決定する。

附 則

- 1 この規則は、公益社団法人日本化学会の設立登記の日（平成23年3月1日）から施行する。

(平成23年2月28日 研究交流部門長決定 制定)